|  |
| --- |
| 開発行為 |
| 水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書 |
| 玉川上水沿い周辺地区　　開発区域面積500㎡以上 |
| （１）土地利用 |
| ①区画は、オープンスペースや緑地が玉川上水沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 |
| 記載欄 |
| ②玉川上水への歩行者の動線を確保する。 |
| 記載欄 |
| ③ゆとりある区画を確保し、歴史的な資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かした区画とする。 |
| 記載欄 |
| ④地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。 |
| 記載欄 |
| （２）形態意匠 |
| ①擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化を行い、形態・意匠を工夫する。 |
| 記載欄 |
| 上記以外で特に景観に配慮した事項 |
| 記載欄 |